

岩手県告示第259号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金事務を令和8年4月1日次のとおり委託した。

令和8年4月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定公金事務取扱者		委託した公金事務に係る歳入等 又は歳出	指定年月日	委託期間
名 称	住所又は事務所の所在地			
学校法人カナン学園	二戸郡一戸町中山字軽井沢49番地の33	特別支援教育就学奨励費の支出	令和8年3月16日	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで